

令和2年度 ODA 評価(第三者評価)実施案件

令和3年4月
大臣官房 ODA 評価室

評価分類	評価案件	業務委託先 (コンサルタント)	評価主任	アドバイザー
【政策レベル】 国別評価	ブラジル国別評価	日本テクノ株式会社	佐藤 寛 日本貿易振興機構 (ジェトロ)アジア経済研究所 研究推進部 上席主任調査研 究員	近田 亮平 日本貿易振興機 構アジア経済研究所ラテンア メリカ研究グループ副主任研 究員
	モンゴル国別評価	一般財団法人国際開発機構	林 薫 文教大学国際学部教授	湊 邦生 高知大学教育研究 部総合科学系地域協働教育 学部門教授
	ルワンダ国別評価	NTC インターナショナル株式会社	稲田 十一 専修大学経済学部 教授	武内 進一 東京外国語大学 現代アフリカ地域研究センタ ー・センター長
【事業レベル】	平成27年度 ヨルダンに対する経済社 会開発計画	日本テクノ株式会社	佐藤 寛 日本貿易振興機構 (ジェトロ)アジア経済研究所 研究推進部 上席主任調査研 究員	\
	平成29年度 モザンビークに対する経 済社会開発計画			
【その他】	過去の ODA 評価案件(国別評価)のレ ビューと国別評価の手法に関する調査 研究	一般財団法人国際開発機構	林 薫 文教大学国際学部教授	\
	外務省が実施する二国間無償資金協 力個別案件の評価(第三者評価)につ いての分析・評価手法の提案	株式会社国際開発センター	佐藤 寛 日本貿易振興機構 (ジェトロ)アジア経済研究所 研究推進部 上席主任調査研 究員	

ブラジル国別評価〈概要〉

評価実施体制

評価者(評価チーム)

- ・評価主任:佐藤 寛 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所
研究推進部 上席主任調査研究員
 - ・アドバイザー:近田 亮平 アジア経済研究所 地域研究センター ラテンアメリカ
研究グループ長代理
 - ・コンサルタント:日本テクノ株式会社
- 評価対象期間:2009 年度～2019 年度
評価実施期間:2020 年 8 月～2021 年 3 月
現地調査国:ブラジル(オンライン遠隔調査)



写真提供/JICA

評価の背景・目的・対象

ブラジルと日本は、2020 年に外交関係樹立から 125 年を迎え、古くから緊密な友好関係にある。2014 年から両国関係は戦略的グローバル・パートナーシップと位置づけられ、幅広い分野で協力が進展している。1959 年に対ブラジル ODA を開始して以来、日本はブラジルが抱える問題に寄り添い、資源、医療、治安、インフラ等の分野で持続的成長を支援してきており、ブラジルは中南米における ODA の主要な被供与国の一つである。本評価は、ODA 評価の目的である、ODA の管理改善及び国民への説明責任の確保を念頭に置き、直近 5 年間に重点を置きつつ、平成 21 年(2009)度以降の対ブラジル支援政策を評価し、今後の支援政策立案や実施のための提言や教訓を得ることを目的とする。

評価結果のまとめ

●開発の視点からの評価

(1)政策の妥当性

日本の対ブラジル協力の政策は、日本の ODA の上位政策である政府開発援助大綱(2013)や開発協力大綱(2016)、ブラジルの開発計画である多年度計画(PPA)に合致している。また、国際的な優先課題である MDGs 及び SDGs との整合性、ブラジルで支援を行っている各ドナーの支援方向性との整合性も取れている。さらに、①防災、②ガバナンス(地域警察協力)、③自然環境保全、④水資源(無収水対策)、⑤保健医療(母子保健)といった日本の比較優位性のある分野を中心に政策策定が行われてきている。(評価結果:極めて高い A)

(2)結果の有効性

ブラジルは ODA 卒業移行国に分類されるため、日本の対ブラジル ODA 金額は減少傾向にあるが、広大な国土に多様な援助ニーズを有する同国に対し、重点 3 分野(①都市問題と環境・防災対策、②投資環境改善、③三角協力(注))の中で案件を絞り、適切な質とタイミングで支援を行っている。都市問題及び環境・防災対策分野では、環境配慮型都市の構築、自然環境保全、防災を柱とした支援において、投資環境改善分野では、民間連携の橋渡しとしての役割において、また三角協力では、特徴ある協力を展開し続けることで成果を得てきている。(評価結果:高い B)

(注)両国が有するリソースとノウハウを効果的に活かし、協力して中南米やポルトガル語圏アフリカ諸国を支援するもの

(3)プロセスの適切性

国別開発協力方針は、日本側及びブラジル側の関係者と適切な協議を行った上で策定されており、事業展開計画も毎年更新されている。実施プロセスにおいても、実施体制の整備、ニーズの把握、対ブラジル支援重点分野に基づく個別案件の実施、モニタリング、広報が適切に行われてきている。(評価結果:高い B)

*(注)レーティング: 極めて高い A/高い B/一部課題がある C/低い D

●外交の視点からの評価

(1)外交的な重要性

日本とブラジルは 2009 年以降、継続して要人の往来を実現している。また、日本は従来、中南米地域を世界経済における生産・輸出拠点、資源の一大供給地及び有望な市場として重視し、経済関係の強化に取り組んできており、2014 年からは対中南米政策の 3 つの指導理念(共に発展(経済関係強化)、共に主導(国際社会での連携)及び共に啓発(人的交流、文化・スポーツ交流などの促進))、2019 年からは中南米の 3 つの「連結性強化(経済、価値、知恵)」という方針に即して、関係強化を進めている。さらに、日本とブラジルは、環境・気候変動問題、核軍縮・不拡散、国連安保理改革、北朝鮮問題及び南シナ海・東シナ海問題といった多くの国際的共通課題について連携、協力してきている。このような観点から、対ブラジル ODA は外交的な重要性を有している。

(2)外交的な波及効果:

日本とブラジルには継続した活発な交流実績があり、日本の支援が両国の友好関係促進に寄与した事例も多数見られる。また、ブラジルは、国連安保理改革、貿易、環境、軍縮・不拡散などの分野を始めとして、国際社会での活躍が顕著である。かかる中、日本はブラジルとの協力関係構築に努めてきたが、特に国連安保理改革において、両国は常任理事国候補として共通の立場を有しており、改革の実現に向け緊密な協力関係を構築することが必要である。さらに、経済関係強化の指標の一つとして日系進出企業拠点数を見ると増加傾向にあり、ODA が日本企業進出の一助となったとも考えられる。

評価結果に基づく提言

(1)開発協力の戦略性の強化

国別開発協力量針に設定されている開発重点分野は、日本の能力の高さ及び専門性等を活かしつつ、これまでの協力実績を生かせる分野での課題設定となっている。政策策定においては、ブラジル側の政策に対し、長期的、戦略的、かつ地球規模的視点により、協力の妥当性を判断することが必要である。加えて、そのような政策策定を行っている点を日本国民に見えやすくする点も重要である。同時に、高所得国に見合った円借款の実施、科学技術協力、デジタル社会のニーズに応えていく職業訓練、日系社会と連携した協力、インバウンド・地方創生を意識した日ブラジル双方へ裨益する取組をブラジルコミュニティと協働していくなど、これまでの協力をさらに高度戦略化し展開していくことが望ましい。

(2)三角協力を軸としたブラジルのドナー化支援を通じたパートナーシップの強化

ブラジルは、自国が地域における地政学的な役割や自国よりも開発の遅れた国に対して協力を行う能力を有しており、その役割を果たすことで先進国のドナーの中で独特の役割を担うとともに対等なパートナーシップを強化できると考えている。今後、日本は対ブラジル支援の軸に三角協力を据え、ブラジルが被援助国からラテンアメリカ地域の援助国へと移行するためのドナー化支援を通じたパートナーシップの強化をも目指す新しい協力の形を模索・形成していくことが望ましい。

(3)三角協力における関係国間の対話の強化

日本の ODA の重点分野として三角協力の枠組みを更に効果的に活用するため、まずはプログラム全体の方針を策定し、個別のプロジェクトに落とし込む仕組み作りを検討する。また、受益国も含めた三か国間での定期的かつ継続的なモニタリング・評価体制を確立することが望ましい。

(4)民間連携を活用した社会課題解決の促進

既存の日ブラジル間の政府・民間での対話・連携枠組みに積極的・横断的に関与し、日本にはないブラジルの新しい技術をブラジルのニーズに活用していくことが望ましい。それによって、人材育成、生産現場の効率化、インフラ構築・改善、格差解消などにつながり、SDGs 分野における社会課題解決・ビジネス展開にも大きく寄与することが期待できる。

(了)

モンゴル国別評価〈概要〉

評価実施体制

評価者(評価チーム)

- ・評価主任: 林 薫 文教大学国際学部教授
- ・アドバイザー: 湊 邦生 高知大学地域協働学部教授
- ・コンサルタント: 一般財団法人 国際開発機構

評価対象期間: 2010 年度～2019 年度

評価実施期間: 2020 年 8 月～2021 年 3 月

現地調査国: モンゴル(オンライン遠隔調査)



新ウランバートル国際空港運営事業: 自動
チェックインの訓練 (NUBIA 社提供)

評価の背景・対象・目的

モンゴルは、中国とロシアという大国に挟まれた地政学的に重要な国である。モンゴルの安定的な成長・発展は、地域の安定と繁栄に資するのみならず、我が国との関係発展にとっても重要である。

本評価は、過去 10 年間(2010 年～2019 年度)の日本の対モンゴル政府開発援助(ODA)政策を評価し、今後の日本の対モンゴルODA政策の立案や実施ための提言や教訓を得ること、評価結果の公表を通じて、国民への説明責任を果たすことを主な目的とする。

評価結果のまとめ

●開発の視点からの評価

(1)政策の妥当性

日本の対モンゴル政策は、モンゴルの開発政策・開発ニーズ、日本の上位政策、国際的な優先課題と整合し、他ドナーの支援政策とは相互補完的な役割を果たしていることが確認された。また、大気汚染対策への支援といった日本の比較優位性が活かされている例がある一方、日本の対モンゴル支援は、他ドナーとの棲み分けやモンゴルの開発ニーズ・実施体制などを総合的に勘案しながら決定されていることが確認された。(評価結果: 極めて高い A)

(2)結果の有効性

日本の対モンゴルODAは、2010 年から 2018 年の 9 年間における二国間支援金額合計の 47.7%を占め、トップドナーとしてモンゴルの開発に大きく貢献している。

対モンゴル国別開発協力方針の各開発課題に対する支援を通じ、モンゴルの財政能力向上、産業多角化のための基盤構築、都市環境問題への対処、障害者の社会参画促進等における成果が確認された。一部当初の目標の未達事項があったものの、総じて日本の対モンゴル支援の効果は高い。(評価結果: 高い B)

(3)プロセスの適切性

日本の対モンゴル支援政策は、外務省がモンゴル側の開発ニーズを十分に反映し、規定の手順に沿って適切に策定されている。支援の実施においても、日頃からモンゴル政府機関、国際機関などと緊密にコミュニケーションをとっているほか、技術協力プロジェクトにおける他ドナーとの連携、複数のプロジェクトの連携やスキーム間の連携など、支援効果を高めるアプローチが取られていることが確認された。また、プロジェクト実施中に発生した課題に対し在モンゴル日本国大使館およびJICAモンゴル事務所は迅速かつきめ細やかなフォローを行っている。(評価結果: 極めて高い A)

*(注)レーティング: 極めて高い A/高い B/一部課題がある C/低い D

●外交の視点からの評価

(1)外交的な重要性

日本の対モンゴルODAは、アジア太平洋地域の安全保障環境の改善、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化、グローバルな安全保障の改善、ひいては平和で安定した繁栄する国際社会の構築に貢献し得る。さらに日本の資源安全保障のためにもモンゴルと長期的に安定した協力関係を維持することは重要であり、日本が対モンゴルODAを実施する意義は大きい。

過去の二国間首脳会談や外相会談時には、その殆どにおいて日本のODAに対する謝意がモンゴル側から示されており、対モンゴルODAは、日本とモンゴルの二国間関係強化において重要なツールであると言える。

(2)外交的な波及効果

国際社会におけるモンゴルによる日本の立場の支持、モンゴルにおける日本のプレゼンス強化、モンゴルへの日本企業の進出や経済関係強化、友好関係の促進、モンゴル国民の日本に対する理解度のいずれにおいても、日本の対モンゴルODAは、一定程度の波及効果をもたらしたと言い得る。

評価結果に基づく提言

(1)モンゴルの持続可能な経済成長と社会の安定的発展に向けたより明確な地域開発戦略と事業計画の策定

次期国別開発協力方針の改訂においては、モンゴルの持続可能な経済成長と社会の安定的発展を目指し、支援効果を更に高めるためには、5年の政策策定スパンにおいて、より明確な地域開発戦略と事業計画を策定することが望ましい。

(2)頻繁な人事異動に対するリスク軽減の取組強化

プロジェクト実施中のモンゴル側関係者の頻繁な人事異動や転職により、プロジェクトの遅延、人材育成のやり直し、技術移転内容が残らないなど、進捗や効果の定着に影響した案件が散見された。ODA事業を実施する際には、あらかじめ支援対象となるモンゴル側の組織内に情報共有の仕組みを導入しておくことが望ましい。

(3)省庁再編が頻繁に発生する国における取組強化

モンゴルにおけるODA事業実施時には、省庁再編が頻繁に起こり得る国であることを十分に認識することが重要である。選挙のタイミングにおいては、支援先の組織に影響を及ぼす可能性について事前に情報を収集し、複数の対応策を準備することが有用である。また、過去に選挙後の省庁再編を経験した専門家から情報共有や助言を得ることは効果的である。

(4)複数の省庁が関係する事業における関係者の役割分担の明確化

複数の省庁が関与する事業においては、事前に関係省庁の果たす役割を把握し、必要な予算や人員の確保の確認や関係者による意見交換・情報共有の場を設けることが望ましい。相手国の慣習と各省庁の所管に配慮しつつ、事業における各省庁の責任を明確化することが有用である。

(了)

ルワンダ国別評価〈概要〉

評価実施体制

評価者(評価チーム)

- ・評価主任: 稲田 十一 専修大学経済学部 教授
- ・アドバイザー: 武内 進一 東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授/現代アフリカ地域研究センター・センター長
- ・コンサルタント: NTC インターナショナル株式会社

評価対象期間: 2010 年度～2019 年度

評価実施期間: 2020 年 8 月～2021 年 2 月

現地調査国: ルワンダ(オンライン遠隔調査)



【ICTを活用した教育支援】日本企業・株式会社さくら社の算数ソフトを活用した授業の様子(さくら社提供)

評価の背景・対象・目的

ルワンダは、経済成長・貧困削減・雇用創出を柱とする開発を積極的に進めており、著しい経済成長を遂げている。内戦からの復興・経済成長のモデル国ともいえるルワンダを日本が支援することは、平和の定着及びアフリカ大湖地域の安定のために意義が大きい。本評価は、過去10年間(2010～2019年度)の日本の対ルワンダODA政策及びそれに基づく支援を評価し、今後の日本の対ルワンダODA政策の立案や実施のための提言や教訓を得るとともに、評価結果の公表を通じて、国民への説明責任を果たすことを主な目的とする。

評価結果のまとめ

●開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

日本の対ルワンダ ODA 政策は、ルワンダの開発ニーズ、日本の開発上位政策(アフリカ開発会議(TICAD)の宣言含む)及び国際的な優先課題(持続可能な開発目標(SDGs)等)との整合性を有している。また、他ドナーとの関連でも相互補完的な支援を行っている。日本が比較優位性を発揮している取組として、運輸交通及び貿易円滑化の分野における3スキームの組み合わせによる相乗効果の発揮や、技術教育・職業訓練や ICT 分野における現地の実態に即した実践的な協力を確認できた(評価結果: 極めて高い A)。

(2) 結果の有効性

日本の対ルワンダODAは、他ドナーと比較すると投入量がやや小規模ではあるものの、各案件が当初設定した目標達成への貢献度は高く、対ルワンダ国別開発協力方針の各開発課題に対して着実に支援を実施して貢献を果たしている。また、日本がODAを供与する主要分野において、日本の供与額の割合は他ドナーと比較すると小規模であるが、一定の貢献を果たしている(評価結果: 高い B)。

(3) プロセスの適切性

対ルワンダ国別開発協力方針は、おおむね適切なプロセスを経て策定された。また、ODA 実施プロセスについて、基本的な実施体制の整備・運営、ニーズ把握、重点分野に基づく個別案件の実施、モニタリング・評価、他開発アクターとの協調・連携、社会性・民族性及び環境への配慮につきおおむね適切なプロセスが確認された。他方、一部案件の情報については公開が不十分であること、ODA 政策策定や実施に際してアフリカ大湖地域等の事情をどのように考慮しているのか必ずしも明確に示されていないことなど、改善が望まれる点があった(評価結果: 高い B)。

*(注)レーティング: 極めて高い A/高い B/一部課題がある C/低い D

●外交の視点からの評価

(1)外交的な重要性

日本の対ルワンダ ODA は、「国家安全保障戦略」に合致した取組である。TICAD の基本原則と歩みを共にし日本との二国間関係を深化させているルワンダは、日本にとって外交上重要な国である。アフリカ大湖地域の安定やルワンダにおける平和の定着、日・ルワンダ経済関係等の観点からも、外交的意義を有する。

(2)外交的な波及効果

日本の対ルワンダ ODA を通じ、親日家／知日派の醸成、経済・友好関係促進等の外交的波及効果が確認できる。また、貿易円滑化支援による地域の発展や、ルワンダ国内の難民や元戦闘員を含む障害者への支援を通じたルワンダにおける平和の定着、ひいては地域の安定への貢献が期待される。

評価結果に基づく提言

(1) 貧困層が裨益する開発の継続的な推進

ルワンダにおいて、貧困からの脱却が難しい地域・社会階層は無視できない規模で存在する。日本は、貧困層等が裨益する基礎的社会サービスへの支援や、農業分野の支援のほか、セーフティーネットを形成する観点からも、貧困層も含めた収入創出・雇用創出支援を引き続き重視すべきである。

(2) アフリカ地域の情報通信技術 (ICT) 分野等の知識ハブを目指すルワンダの後押し

日本の技術教育・職業訓練や ICT 分野における専門家派遣や技術協力プロジェクトを通じた現地の実態に即した実践的な協力は、ルワンダ側から評価されている。これまでの日本の協力経験を活かし、民間セクターと連携・協力しつつ、アフリカ地域への波及を含めた支援展開を検討すべきである。

(3) 日本企業等の多様なアクターとの連携促進

ABE イニシアティブを通じた日本の大学への留学や日本企業でのインターンは、ルワンダの人材育成に貢献するほか、日本の対ルワンダビジネスの促進にもつながっている。また、ICT 分野支援において両国企業の協働機会を設けているが、日本企業からの学びの機会や、将来的なビジネスパートナーとなりうる日本企業とのネットワークングの機会について、ルワンダからの期待は高い。このような日本企業等の多様なアクターとの連携促進について、引き続き重視することが肝要である。

(4) 東アフリカ共同体 (EAC) 地域全体の経済連携支援の強化

ルワンダは、地理的に小国であり内陸に位置するため、ルワンダの開発を考える場合、一国のみならず地域として捉えることが重要である。日本は、貿易円滑化に向けて、道路、国際橋、ワンストップ・ボーダーポスト (OSBP) 施設の整備を支援し、EAC5 ケ国の税関・国境管理能力向上を支援してきているところ、こうした地域の発展に貢献する事業をさらに推進すべきである。

(5) EAC やアフリカ大湖地域等地域事情のより積極的な考慮と情報公開

ルワンダは、近隣諸国との間に複雑な政治的・歴史的関係を有していることから、対ルワンダ支援アプローチの構想に当たっては、地域的な観点からも検討することが必要である。日本の対ルワンダ国別開発協力方針において、「開発協力のねらい」として対ルワンダ支援は「大湖地域の安定」や「平和の定着」の観点からも意義が大きいと言及があるが、ODA 政策や案件の検討に際してどのように大湖地域の事情を考慮しているか必ずしも明確に示されていない。こうした地域事情については、ODA 政策や案件の検討に際して、より積極的に考慮し、可能な限り対外的に公表すべきである。

(6) 国際機関拠出金・草の根人間の安全保障無償に関わる情報公開促進

国際機関拠出金の案件名・実施機関・金額・支援内容や、草の根・人間の安全保障無償の支援内容に関する情報について、分かりやすい形で情報が公開されていない。日本の ODA の広報促進のため、外務省 HP や在ルワンダ日本国大使館 HP での掲載が望まれる。

(了)

平成27年度無償資金協力:ヨルダンに対する経済社会開発計画の評価<概要>

評価実施体制

評価者(評価チーム)

- ・評価主任:佐藤 寛 日本貿易振興機構(ジェトロ)
アジア経済研究所研究推進部 上席主任調査研究員
- ・コンサルタント:日本テクノ株式会社

評価実施期間:2020年9月~2021年3月

現地調査国:ヨルダン(オンライン遠隔調査)



評価の背景・目的・対象

外務省は、ヨルダンの経済社会開発に寄与すべく、シリア難民受入れコミュニティの廃棄物処理管理および給水状況を改善するため、我が国で製造された機材・製品等供与する無償資金協力(経済社会開発計画)を2016年に実施した。本評価は、外務省が実施する無償資金協力案件の成果を評価することにより、今後のODAの立案や実施のための提言や教訓を得ること、また国民への説明責任を果たすことを主な目的とする。

評価結果のまとめ

●開発の視点からの評価

(1) 案件の妥当性

本案件は、シリア難民の大量流入による社会経済基盤の脆弱化の改善ならびにホストコミュニティにおける難民との緊張緩和の改善に貢献するものであり、日本の上位政策、ヨルダンの開発ニーズ、国際的な優先課題に整合したものであった。また、シリア難民問題に対応するためにドナー間コミュニティやシリア危機対応プラットフォームの枠組みに参加することによりドナーとの関係性は保たれている。日本の比較優位性は、供与された機材・製品の質の高さ等にあると判断できる。(評価結果:高い B)

(2) 結果の有効性

供与機材・製品は、仕様、数量ともに計画通り調達・納入された。調達された機材・製品は、ヨルダン側の責任で最終利用者である全国の自治体、水供給事業体、ごみ処理事業体に計画通り引き渡され、本件調査で得られた調査データに基づけば、納入後の運用状況も良好であり、計画で想定した効果を達成している。なお、機材供与サイトは、ヨルダン側の問題意識を踏まえ、「難民受入れコミュニティ」を一部の地域に限定せず国全体と指定して選定され、全国12県に点在する60を超える地方自治体や事業体等に広く分配された。(評価結果:高い B)

(3) プロセスの適切性

本案件はヨルダン政府の要請内容を最大限に具現化するように計画され、実施されている。関係機関の実施体制や支援実施の手順等も交換公文(E/N)や外務省ガイドラインに則したものであり、不備はなかった。(評価結果:高い B)

*(注)レーティング: 極めて高い A/高い B/一部課題がある C/低い D

●外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

エネルギー資源の多くを中東に依存する我が国にとって、中東の和平と安定は国益に直結する課題である。その要衝であるヨルダンの政治的・社会的な安定と経済的な発展に協力することは、中東地域の和平と安定を通じた我が国のエネルギー安全保障の確保や、良好な二国間関係の維持・発展を図る上で重要であり、開発協力を行う意義は大きい。シリア難民の流入により影響を受けたホストコミュニティを

支援する本案件は、地域の安定化に資するもので、日本の対中東・ヨルダンに対する安定化に向けた協力の一端を担うものと評価できる。

(2) 外交的な波及効果

本案件はヨルダン側の要請に適時に応え実施できた案件であり、二国間関係の強化に資するものであった。また、我が国は国際社会に対し、「人間の安全保障」の提唱国として、難民問題に積極的に貢献している日本の姿を強くアピールしているが、本案件の実施はその一例であり、他難民支援にかかる協力と同様に各国に日本の姿勢を印象づける一助となっていると考えられる。

評価結果に基づく提言

(1) 丁寧な案件説明の必要性

本案件において、登録難民の流入が比較的少ない南部地域の各県に他地域と比較して難民登録者人口相応以上の機材・製品が配分されていることについて、公表された情報を参照するだけではその根拠となる考え方を理解することは容易ではない。本案件は、計画で想定した効果を達成していると評価され、ターゲット・グループの設定に問題は認められなかったが、外務省により公表された情報を参照するだけでは、本案件のターゲット・グループが、ヨルダン側の問題設定に基づきヨルダン国全土に設定されたという経緯を直ちに理解することは困難であり、意思決定プロセスの適切性について、より丁寧な説明が必要だったのではないかと考える。今後の案件説明においては、より丁寧な説明が必要であると考え

(2) 目標体系図の導入による成果管理

アウトカム・インパクトの明瞭化、アウトプットからアウトカムにつながる効率と効果にかかる理論的な説明、また、指標の設定と測定による「成果の明確化」は、プロジェクトの実施において有効であると考え

(3) 効果的な広報の実施

本案件の広報は、中東外交での枠組み、難民支援や人道支援を含む人間の安全保障に関する取り組み、ヨルダンとの二国間関係の歴史など、全体像と関連付けたストーリー性のある、効果的かつ魅力ある広報展開が望まれる。我が国にとって非常な重要な中東地域のシリア危機、難民問題、人道支援など、国際的な責任担う姿とプレゼンスを適切な形で積極的に内外にアピールすることは、国民の理解を深める上で重要と考える。

(4) 機材・製品の運用と維持管理にかかるモニタリングと効果測定

実施機関の既存のモニタリング・システム上に、本件により供与された機材・製品の運用状況を把握できる方便を工夫することが求められる。例えば、実施機関は定期的に会計報告や事業報告を行う義務を負っているが、その一環で資産管理を行っていることが想定され、機材・製品の所有・運用状況を把握していると考えられるところ、これら既存の機材・製品管理を利用して、本案件により供与された機材・製品の運用状況をモニタリングする体制を整えることは、今後、同様の案件実施にて有効であろう。また、在ヨルダン日本大使館は現地視察を通じた、利用状況のモニタリングを行う予定とのことであり(本調査時、コロナウイルス蔓延の影響により中止されていた)、その実施は有意義である。

(了)

平成29年度無償資金協力:モザンビークに対する経済社会開発計画の評価<概要>

評価実施体制

評価者(評価チーム)

- ・評価主任:佐藤 寛 日本貿易振興機構(ジェトロ)
アジア経済研究所研究推進部 上席主任調査研究員
- ・コンサルタント:日本テクノ株式会社

評価実施期間:2020年9月~2021年3月

現地調査国:モザンビーク(オンライン遠隔調査)



両国外務大臣隣席のもと行われたE/N署名式

評価の背景・目的・対象

外務省は、モザンビークの経済社会開発に寄与すべく、発電用燃料等を供与することにより、同国の電力不足を解消し、安定した電力供給を図るため、2017年に無償資金協力(経済社会開発計画)を実施した。本評価は、外務省が実施する無償資金協力案件「平成29年度モザンビークに対する経済社会開発計画(発電用燃料等)(供与額15億円)」の成果を評価することにより、今後のODAの立案や実施のための提言や教訓を得ること、また国民への説明責任を果たすことを主な目的とする。

評価結果のまとめ

●開発の視点からの評価

(1) 案件の妥当性

ナカラ回廊に位置するモザンビーク北部地域の電力供給の改善と、それを通じた経済社会開発を発電用燃料油の調達を通して支援する本案件は、発電容量の増強・増設を行うものではないが、ナカラ回廊地域の電力供給の安定化につながるという意味で、インフラ整備、ナカラ回廊開発支援といった日本の上位政策や、工業化/産業化の推進に不可欠な電力アクセスの向上を優先分野の一つとするモザンビークの開発ニーズ、対象地域の電力供給の安定化のニーズ、SDGsのエネルギーへのアクセスに関するターゲットとの整合性が認められる。ただし、発電に重油を用いることによる環境面及びモザンビーク電力公社(EDM)の財政面での持続性確保、対象地域内の電力アクセスに係る格差改善の観点からも、要請検討時に妥当性を考慮することが望ましいと考えられる。(評価結果:高い B)

(2) 結果の有効性

北部地域の電力供給の改善のために長期的観点から必要とされる大規模な発電所建設の具現化を待つ間も、電力需要の増加による既存系統のひっ迫は続くため、電力供給の安定化と質の確保、大規模停電の防止を目的とする緊急的な対応として、発電船からの電力供給を維持するために発電用燃料油の調達を支援するという協力アプローチは妥当であった。本案件で調達された燃料は、発電船からの電力供給に約1年間にわたり使用され、EDMは発電船を運転する独立系発電事業者との契約で合意した通り、必要とする電力を100%確保することができた。アウトカム・インパクトの面では、電力の質の確保、電力供給の安定化による対象地域の生産活動の維持が挙げられる。(評価結果:高い B)

(3) プロセスの適切性

開発課題の把握と要請内容の検討・協力内容の決定、経済社会開発計画(調達代理方式)のスキームの手続きに沿った案件の実施は、適切に進められた。一方、調達された燃料の引渡し後の使用状況と電力供給実績に関するモニタリングと記録が十分に行われていない状況が認められた。また、案件の内容と期待される開発効果をわかりやすく広報するという面で、情報の発信内容の具体性に欠ける点があった。(評価結果:一部課題がある C)

*(注)レーティング: 極めて高い A/高い B/一部課題がある C/低い D

●外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

モザンビークは、ザンビア、マラウイなどの内陸国にとっての外港を有しており、インド洋とアフリカ内陸をつなぐナカラ回廊地域の平和と安定は、同国の開発、アフリカ地域全体の開発及び、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋」の実現にとって重要な位置づけである。また、同国は国際社会においても連携している親日国であり、2017年には二国間は外交関係樹立40周年を迎えた。更に、同国は豊富な鉱物・エネルギー資源を有しており、約30社の日系企業が進出している。本計画はモザンビーク北部地域を中心とするナカラ回廊地域の社会・経済活動の促進に貢献することが期待され、協力実施の意義は大きかったと考えられる。

(2) 外交的な波及効果

本案件はモザンビークの非開示債務問題による財政事情の悪化の中、中・北部系統の電力供給の安定化に必要な電源の発電の継続のため緊急的に要請されたものであり、その要請に迅速に応え、電力供給が維持されたことは、二国間関係の信頼の強化に貢献したと考えられる。

評価結果に基づく提言

(1) 開発ニーズの分析に基づく案件の成果設定と管理

今後の類似案件では、案件の進捗管理や国民への説明・情報公開に際して、案件の目的、協力内容、効果が案件関係者及び第三者に明確に理解されるよう、対象国の電力供給状況に即した、発電施設の運転維持によるアウトカム・インパクトを分析し、効果測定のための指標を設定することが望ましい。また、プレスリリースにおいても、期待される案件の効果について具体的に記載することが望まれる。

(2) 調達品の引渡し後のモニタリングの改善

本案件では、調達代理機関より提出された四半期報告書及び完了報告を下に、外務省本省及び大使館により事業実施状況のモニタリングが実施されたが、発電船の電力供給量や対象地域への電力供給の状況等、想定された効果の発現状況については案件の記録として残されていない。本案件は供与品が消耗品(燃料)のため、文書による記録がなければ、供与品引渡し後の使用状況や想定された効果の発現状況を事後に検証することが困難であった。したがって、あらかじめ設定したアウトカム・インパクトに照らし、燃料の引渡し後の使用状況とそれによる効果の発現状況について、燃料の使用状況に応じてEDMからモニタリング報告書を提出してもらうことも一案であったと考える。

(3) 日本及びモザンビーク国内向けの広報活動の促進

本案件のE/N締結に係る外務省の日本国内向けプレスリリースでは、具体的な対象地域や案件実施の背景、実施の具体的な意義・重要性といった点の説明が付されていない。また、モザンビーク外務協力省によるプレスリリースにおいても、経済社会開発計画の実施のために日本の無償資金協力に係るE/Nが締結されたとの記載に留まっている。日本のODA事業の意義及び開発効果について十分な理解と支持が得られるよう、日本及びモザンビーク両国の国民に対する広報活動においては、案件の協力内容、対象地域、受益者、背景、実施の意義・重要性といった具体的な内容を伝えることが望まれる。発電用燃料油のように供与品の使用状況を目に見える形で一般に広報することが難しい場合もあるが、EDMの顧客向け広報資料や年次事業報告に日本の協力の内容及び効果を記載してもらうといった方法も考えられる。

(了)

「過去の ODA 評価案件(国別評価)のレビューと 国別評価の手法に関する調査研究」〈概要〉

調査実施体制

評価主任: 林 薫 文教大学国際学部教授
コンサルタント: 一般財団法人 国際開発機構
調査対象期間: 2005 年度～2019 年度
調査実施期間: 2020 年 10 月～2021 年 3 月

調査の背景・目的

外務省は、ODA の管理改善と国民への説明責任の確保のため、主に政策レベルを中心とした ODA 評価を毎年実施しており、その透明性と客観性を図る観点から、外部に委託した第三者評価を実施している。本調査は、過去 15 年間に実施した ODA 評価のうち、国別評価を検証し、国別評価結果を今後の ODA 政策策定に役立てる観点から、①繰り返し提言されている事項や、地域や小国、島嶼国といった特性に共通する提言等を整理し、他国にも適用可能な有用な教訓をまとめること、②現在の ODA 評価ガイドライン記載の評価手法を踏まえつつ、国別評価に適したより良い評価手法の提案、及び国別評価に共通して用いることができる標準的な評価の枠組みについて提言を得ること、を目的として実施された。

調査結果のまとめ

(1) 教訓・提言のレビュー

2005-2019 年度に実施された国別評価報告書(56 件)の提言・教訓は合計 442 であった。提言・教訓数を 5 年毎に比較したところ、2015 年以降は提言数が減少しており、報告書に示される提言の記載内容がより簡潔で分かり易くなっている。2015 年度以降は「教訓」を抽出する評価案件が増加していたが、教訓の内容は提言の言い換えも多く、教訓の定義に沿って情報が整理されていなかった。

(2) 提言・教訓の類型化

2014-2019 年度国別評価報告書の提言・教訓(122)を 5 つのカテゴリーで分類し、次に 24 のサブカテゴリーに分類し、評価実施時期での比較を行った。カテゴリー分類では、評価実施時期での比較(2003 年度-2013 年度、2014 年度-2019 年度)で違いは確認されなかったが、サブカテゴリー別に分類での比較においては、「戦略・プライオリティ」に関する提言の内容の変化などの違いが確認された。

(3) ODA 政策に有用な教訓

(2)の分析結果を踏まえ、特定の国・地域のみならず、他の国や地域に適用可能な提言・教訓を抽出し教訓集を作成した。2014 年度 - 2019 年度評価案件において、多くの提言・教訓が分類されたサブカテゴリーについて、①具体的な提言事項／対応策、②提言を引き起こした要因事象、③提言／対応策の目的、④「他の国・地域に参考になる」といった記述事項の内容、の 4 点に着目し分析を行い、教訓となる 7 テーマを特定し、教訓集を作成した。

(4) 評価の枠組みとレーティング結果

レーティングが実施されている国別評価 13 件について、政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性の 3 つの評価項目の検証項目、検証内容、レーティングの導き方についての分析を行った結果、以下の点が確認された。

▶ 同一の評価者は複数の評価において、同じ検証項目の設定パターンを採っていることが多く、対象国や地域の状況に合わせて検証項目を設定しているというよりは、対象国に関わらず評価者(受注コンサ

ルタント)の考え方によって、項目設定が決まる傾向がある。

- ▶ サブレーティングを用いている国別評価は複数あるが、評価によってサブレーティングの方法が異なり、またはその基準がわかりづらい状況がある。
- ▶ 「政策の妥当性」については、ODA 評価ガイドラインに示される5つの検証項目のうち、3つは全ての評価で検証項目として立てられていたが、2つの項目については、検証項目として立てられていなかったり、2～3項目まとめて一つの検証項目となっている評価があった。
- ▶ 「結果の有効性」については、他の評価項目と比較して、検証方法が評価者によって異なる部分が多かった。また、アウトカム(成果)以上のレベルの検証については、援助政策文書上で目標が明瞭に記載されていないこともあり、「目標」に照らして日本の援助の効果発現の検証を行っている評価は確認できなかった。
- ▶ 「プロセスの適切性」については、評価によって立てられた検証項目数は2項目～9項目と大きく異なり、また検証項目として立てられた項目数も多く、全部で22項目に及んだ。
- ▶ 評価報告書の中には、評価開始時に関係者の合意を得て確定する「評価の枠組み」に示される検証項目と、実際の検証項目が異なる報告書があった。

(5) 評価実施のタイミングの枠組みとレーティング結果

国別評価の結果が援助政策に有効に活用されている事例の9案件のうち、4案件は国別評価実施後2年以内に国別開発協力量針(旧国別援助方針)を策定しており、両者の時期が近い方が、国別評価結果が国別援助政策に反映されやすいと想定される。

調査結果に基づく提言

(1) ODA 政策策定に向けた国別評価のさらなる活用に向けて

(ア) ODA 政策策定に有用な教訓の抽出

「教訓」は、他地域・他国において活用可能な情報を整理して評価報告書に示すべきであり、そのために教訓として記載すべき事項については、「提言」と同様に、ODA 評価ガイドラインに記載すべき事項について説明がなされるのが望ましい。

(イ) 国別評価実施計画(評価実施タイミング、案件の選定)

国別評価にあたっては、「国別開発協力量針の改訂プロセスの一部に組み込んでいく」という方針を設けて国別評価の実施の目的をより明確にすることは、評価実施者側、利用者側双方にとり、共通理解を図りやすいという観点から望ましく、また、対象国の選定において、国別評価と国別開発協力量針の改訂のタイミングが検討されるという点は、PDCA サイクル強化の観点からも望ましい。

(2) 国別評価のさらなる効果的な実施に向けて

(ア) サブレーティングの再考

読者にとって根拠が明確で、納得できる評価とするためには、サブレーティングの基準を明確にすることが必要である。

(イ) 検証項目の明確化

上記(ア)と並行し、国別評価で検証する項目を整理し、標準的な検証項目案としてガイドライン上に示すことが望ましい。検証項目を明確化し、ガイドラインに示すことにより、評価者による検証項目の偏りを防ぐことが可能となる。

(ウ) 評価計画時の目標や介入ロジックの明確化

「結果の有効性」において、客観的な検証を行うために、国別開発協力量針で示される基本方針(大目標)、重点分野(中目標)、事業展開計画に示される開発課題(小目標)が各々どのような変化を目指すか、目標は如何に達成されるか、どのような外部要因から影響を受けるか、「効果発現の道筋」を整理する。このプロセスを経ることにより、調査項目の洗い出しが容易になり、さらに、情報収集の結果、目標

達成の判断や貢献要因や阻害要因の特定ができ、有効性の検証が明瞭になる。さらには、開発協力方針の改訂に向けて、目標の再整理を提案することも期待できる。

(エ) ODA 評価室による評価調査の管理

評価案件を管理する ODA 評価室は、国別評価報告書の確認を行う際に、評価の枠組みに示される検証項目と、実際の検証項目が同じか、確認を行う。また、評価の枠組みから検証項目の変更があった場合には、評価チームから変更理由を確認し、その説明が報告書内に示されるようにする。

(3) 国別評価の目的に合致した評価結果の示し方

評価の目的によって、求められる評価結果の表し方も変わる。国別評価においても、評価の目的を明確にしたうえで、評価結果の表し方(レーティングの有無を含む)を決定することが望まれる。アルファベットや数字を用いたレーティングの活用については、分かり易さは増すものの、評価される側の評価結果の建設的な受け止めに阻害する面もあるため、両面を考慮し、評価の表し方を決定することが望ましい。

(了)

外務省が実施する二国間無償資金協力個別案件の評価(第三者評価) についての分析・評価手法の提案(概要)

業務実施体制

- ・分析主任:佐藤 寛 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所研究推進部
上席主任調査研究員
- ・シニアアドバイザー:稲田 十一 専修大学経済学部教授
- ・コンサルタント:株式会社 国際開発センター

業務の背景・目的

- **背景:** 過去3年間、外務省が実施する二国間無償資金協力個別案件の評価を実施してきた中で、ODA政策を対象とした手法と同一手法では、以下に示すように、外務省が実施する個別案件の評価にはそぐわない点や課題が多数あるとの指摘が評価者・案件関係者双方から出されていた。
 - ・ 外務省が実施する二国間無償資金協力は、経済社会開発計画等、物資を購入するための外貨支援をその主たる内容とし、「機動的な実施を確保する必要があるものなど外交政策の遂行上の判断と密接に関連して実施する必要があるもの」と位置づけられており、JICA の実施する個別案件とは性質が異なること。
 - ・ 外交戦略上の意義は大きい、案件単体での外交的な波及効果や定量的な効果の検証には限りがあること。
 - ・ 評価基準に含める検証項目や分析内容につき重複する部分があること。
- **目的:** 外務省が実施する二国間無償資金協力個別案件の特性を十分に踏まえた、評価の枠組み及び評価手法の提案を行うこと。

新たな評価手法の提案方向性の主なポイント(現行ガイドラインとの比較は次頁の表参照)

● 評価基準

- ・ 案件の「計画の妥当性」と「実施と結果の有効性」の2つの評価基準とする。
- ・ 「プロセスの適切性」は、「計画の妥当性」と「実施と結果の有効性」の評価設問の一部とし、独立した評価基準とはしない。プロセスについては、手続きの透明性などを確認することも目的としている。
- ・ 「外交の視点」を「開発の視点」と統合し、「外交的な重要性」に係る検証項目は「計画の妥当性」に、「外交的な波及効果」に係る検証項目は「実施と結果の有効性」に統合する。

● 見返り資金積立義務有の場合

- ・ 基本的に評価の対象に含める。但し、「積立」と「使途/事業」とは分けて評価小設問を設定し、実際の「使途/事業」は調査の対象とするものの、日本政府として「迅速な使用」を要件とはしていないことを考慮し、評価レーティングの対象に含めるかは案件毎に検討する。

● レーティング

- ・ 「教訓」となるべき根拠を明示することを奨励するレーティングの付与方法とする。
- ・ 外務省の政策レベルの ODA 評価や JICA の無償資金協力の事後評価の総合評価と同様に 4 段階を提案、ただし、個別の評価報告書においては 4 段階を A から D といったアルファベット表記としない。

● 案件文書資料

- ・ 第三者評価者の契約直後に、厳格な守秘義務の下、基本的な案件文書セットが提供されること。

外務省が実施する二国間無償資金協力個別案件の評価(第三者評価)についての分析・評価手法の提案

項目	現行 ODA 評価ガイドラインの要点	提案の要点	提案の主な理由
評価目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ODA の管理改善 ・国民への説明責任の確保 	(同様)	
評価対象	<ul style="list-style-type: none"> ・目標体系図/ロジックモデル(マクロとミクロの視点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・案件概要表:事業内容・効果に関し「計画/詳細計画」と「実績」が比較しやすい様式に 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標体系図は政策レベルの ODA 評価用で、個別案件評価を意図したものではない ・個別事業レベルの評価では、マクロの視点は妥当性の日本の政策との整合性の評価設問で分析するという整理
見返り資金積立義務有の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には評価の対象には含めないが、個別に外務省側と協議の上で検討することは排除しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に評価の対象に含める。 ・但し、「積立」と「使途/事業」とは分けて評価小設問を設定し、実際の「使途/事業」は調査の対象とするものの、日本政府として「迅速な使用」を要件とはしていないことを考慮し、評価レーティングの対象に含めるかは案件毎に検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・見返り資金は相手国の自助努力を促すものであり、日本自身の開発経験に基づく特徴的な援助形態であり、ODA の一部として評価すべき ・「見返り資金」は、ODA 案件を通じた相手国の「政府歳入」である
評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・開発の視点から3評価基準 1: 案件の妥当性 2: 結果の有効性 3: プロセスの適切性 ・外交の視点から2評価基準 1: 外交的な重要性 2: 外交的な波及効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・案件の「<u>計画の妥当性</u>」と「<u>実施と結果の有効性</u>」の2つの評価基準とする。 ・「プロセスの適切性」は、「計画の妥当性」と「実施と結果の有効性」の評価設問の一部とし、独立した評価基準とはしない。プロセスの適切性として、手続きの透明性などを確認することも目的としている。 ・「外交の視点」を「開発の視点」と統合し、「外交的な重要性」に係る検証項目は「計画の妥当性」に、「外交的な波及効果」に係る検 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去4 評価案件レビューから、評価基準に含める検証項目や分析内容につき重複する部分がある ・「プロセスの適切性」については、妥当性と有効性の評価における要因分析の性質がある ・外交の視点からの1と2の評価基準と、開発の評価基準の1と2の重複(国際協力が外交政策の重要なツールと国際協力大綱で位置づけられているため必然的な重複)

		証項目は「実施と結果の有効性」に統合する	
レーティング	<p>・開発の視点からの3つの評価基準のレーティングは4段階(A-B-C-D)、総合判定はなし</p>	<p>・「教訓」となるべき根拠を明示することを奨励するレーティングの付与方法</p> <p>・外務省の政策レベルの ODA 評価や JICA の無償資金協力の事後評価の総合評価と同様に4段階</p> <p>・ただし、個別の評価報告書においては4段階をAからDといったアルファベット表記としない</p>	<p>・評価者によってAとB、BとCの判断が異なる傾向</p> <p>・読み手によって、C(一部課題がある、一部達成されていない)という評価の解釈が異なり</p> <p>・外務省の政策評価書の施策ごとの指標評価では5段階(SABCD)ということもあり、ODA 評価の4段階の「C」が評価者の意図よりも低く理解される可能性</p>
提言	<p>・主に対象案件の関係機関や関係者に対して提案を行う。</p> <p>・直接かつ具体的な提案ではないが他国や他の課題に対する ODA 政策立案や実施過程において将来役に立つと思われる事項は教訓とする</p>	<p>・提言の宛先や範囲の種類を明示的に整理して提示する</p> <p>・提言の宛先や範囲を4種類に分ける。</p> <p>1: 当該国・当該案件に対するフォローアップの必要性に係る提言【当該国在外公館宛て】</p> <p>2: 当該国での外務省が実施する二国間無償資金協力案件の形成・実施・モニタリング・フォローアップ・広報等に関する提言【当該国在外公館宛て】</p> <p>3: 国を問わず供与品目やセクターが類似する案件の形成や実施・モニタリング・フォローアップに対する提言【当該国及び他国の在外公館、外務省本省】</p> <p>4: スキーム(経済社会開発計画無償等)に関するガイドライン、プロセス、体制や広報などに関する提言【外務省本省宛て】</p>	<p>・案件の評価結果から導き出された教訓・提言として、個別案件そのものに対するというより、スキーム全体に対する内容の提言が少なくないが、客観的で汎用性のある根拠がある場合のみに絞る必要</p>

<p>案件文書資料</p>	<p>・評価実施に先立つ説明・意見交換の実施: 評価対象政策主管課室による評価対象政策についての評価チームに対する説明 (手交資料については特に記載無)</p>	<p>・契約直後に、厳格な守秘義務の下、基本的な案件文書を第三者評価者に提供することが望ましい(具体的な資料名は表 8-4a を参照)</p>	<p>・外交政策の遂行上の判断と密接に関連して外務省が実施する無償資金協力の性質上、案件に関する公開情報が極めて少ない、第三者評価者が外務省から情報提供を受けるまでに 1 か月以上かかるケースもあり、限られた評価期間の中で現地調査への事前準備や質問票の大使館を介しての送付などの時間を考えると極めて厳しい作業スケジュールとなる</p> <p>・日本政府側及び相手国政府側の人事異動により、案件計画時の情報をヒアリングにより収集することは困難なケースがある</p>
---------------	--	---	---

表 8-4a 第三者評価者が授受することが望ましい評価対象案件の資料一式^{*1}

<p>計画の妥当性評価のため(外交上保秘情報や個人情報など、一部は黒塗りや被覆が想定)</p> <p>1)要請書またはそれに類する資料 2)大使館コメント票 3)財務実行協議資料(日本側) 4)交換公文の本文(目的、金額、見返り資金の有無/目的などが含まれる)^{*2} 5)交換公文の合意議事録/添付書類(品目リストやコミッティーなどの情報が含まれる) 6)コミッティー/政府間協議会議事録(初期の調達品目決定時の議事録)またはそれに類する資料</p>
<p>実施と結果の有効性評価のため(外交上保秘情報や個人情報など、一部は黒塗りや被覆が想定)</p> <p>1)コミッティー議事録/政府間協議会議事録またはそれに類する資料(重要な議題がある際に開催されることになっているため、開催分は全て提供されることが望ましい) 2)調達代理機関の現地出張報告書(出張が行われた場合、日本政府に提出用)^{*3} 3)調達代理機関の業務完了報告書(当該国政府及び日本政府に提出用) [見返り資金積立義務がある案件の場合、案件の進捗状況に応じて] 4)見返り資金の使用計画書(先方政府より)またはそれに類する資料 5)見返り資金使途協議・承認に関する資料(外務省内) 6)見返り資金事業の完了報告書(先方政府より)またはそれに類する資料</p>
<p>(出所)業務チーム作成。</p> <p>(注)*1: 本表の基本文書一式は、外務省 HP では非公開情報であるが、外部評価の一定の質を担保するために必要な情報である。事後評価時には、評価対象案件の計画や実施時の担当者(日本政府、調達代理機関、相手国政府)への直接ヒアリングが人事異動などのため困難な場合もあること、また上記2章で示したとおり、これら基本文書には評価設問に関連する情報が含まれている可能性が高いことから、第三者評価者と「秘密保全に関する条項」を含む契約を締結した直後に、外務省から提供されることが望ましい。これら基本文書のレビューは、例えば、「計画の妥当性」に関し本案件の必要性に関して、当該政府の考え、日本大使館の考え、外務省本省の考えと、案件形成プロセスの大きく3者の視点から整理するのに必要である。その基本情報を踏まえた上で、国内及び現地の関係者に追加の資料や意見をヒアリングするための評価調査用質問票を作成することが望ましい。</p> <p>*2: 外務省の HP 上の「交換公文データ」は極めて限定的な情報のみ(量も半頁以内)。</p> <p>*3: 出張が行われない案件については、評価者がその理由を調査し、評価報告書に記載する(現地出張が必要ではない場合があり得るが、他の情報と併せて分析する必要がある)。</p>

表 8-5b レーティング対象の範囲の提案

	評価設問と小設問	対象範囲
計画の妥当性	評価設問 1-1 目的の関連性 1-1-1:当該国の開発ニーズ及び開発政策との関連性 1-1-2:日本政府の外交政策及び開発協力政策との関連性	対象
	評価設問 1-2 計画された事業内容の整合性 1-2-1:当該国の当該分野に関する開発計画や活動との整合性 1-2-2:当該国や当該分野に対する外交や開発協力のための計画や活動との整合性	対象
	[見返り資金積立義務のある案件の場合] 1-2-3:計画された見返り資金の積立額や時期につき、当該案件類型共通ルールとの整合性 1-2-4:計画された見返り資金の使用目的/セクターにつき、当該案件類型共通ルールとの整合性、当該国の開発ニーズ・政策との関連性	対象
	評価設問 1-3 計画された実施体制の適切性 1-3-1:当該案件類型に関し日本政府が想定する標準的実施体制・業務フローとの整合性 1-3-2:当該国政府機関の能力等に照らした適切性	対象
	[見返り資金積立義務のある案件の場合] 1-3-3:見返り資金の積立について、実施体制・フローの日本政府の標準的業務フローとの整合性 1-3-4:見返り資金の使用の業務フローについて、日本政府の標準的業務フローとの整合性	対象
	評価設問 1-4 計画プロセスの適切性 1-4-1:日本政府の標準的な業務フローに比した適切性 1-4-2:上記の評価設問(1 から 3)の関連性や整合性を確保により寄与したと考えられる点、もしくは、より確保するために考慮すべきだった点はあるか。ある場合、どのような点か。	1-4-1 のみ対象(1-4-2 は、上記の要因分析の性質が強いいため、含める必要はない)
	実施と結果の有効性	評価設問 2-1 事業の達成度と効率性 2-1-1:資金供与の達成度(インプット) 2-1-2:資機材供与の達成度と効率性(アウトプット) 2-1-3:資機材の使用状況(アウトプット) 2-1-4:資機材の供与や使用を通じた開発効果(アウトカム) 2-1-5:資機材の供与や使用を通じた外交上の効果(アウトカム)
[見返り資金の有の場合] 評価設問 2-2 見返り資金の状況 2-2-1:見返り資金積立の達成度 [見返り資金の積立が完了している場合*1] 2-2-2:見返り資金の使用 2-2-3:見返り資金積立や使用を通じた開発効果や外交上の効果		2-2-1 は対象 (2-2-2 と 2-2-3 は評価の時点における進捗状況次第)
評価設問 2-3 実施・モニタリング・フォローアップのプロセスの適切性 2-3-1:日本政府の標準的な業務フローに比した適切性 2-3-2:上記の評価設問の効果や達成度合の確保により寄与したと考えられる点、もしくは、より確保するために考慮すべきだった点はあるか。ある場合、どのような点か。		2-3-1 のみ対象(2-3-2 は、上記の要因分析の性質が強いいため、含める必要はない)
(出所) 業務チーム作成。 (注)*1: 見返り資金の実際の使用については、調査の対象とするものの、案件によっては事後評価時に、具体的な「使途/事業」の決定や実施がなされていない可能性があること、また、日本政府として「迅速な使用」(ある一定期間内の使用)を要件とはしていないことを十分に考慮し、評価レーティングの対象に含めるかは案件ごとに検討する。		